

交通安全情報No.35

ストップ・ザ・交通事故

令和8年9月2日

警察本部交通部

交通総合対策センター

再確認！特定小型原動機付自転車の交通ルール

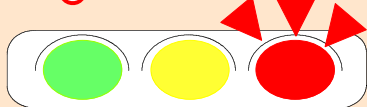
① 基本的なルール

- 運転者の条件：16歳以上であること（免許不要）
- ヘルメット着用（努力義務）
- ナンバープレート（標識番号標）の取得と表示義務
- 自動車損害賠償責任保険の加入義務

② 主な交通ルール

- 歩道通行はできません…右図1 ※
- 車道の左側端を通行…右図2・3
- 交差点での右折は二段階右折
（小回りでの右折不可）…右図2・3
- 右側通行（逆走）はできません…右図4
- 飲酒運転の禁止
- 二人乗りはできません
- 信号機や標識に従いましょう

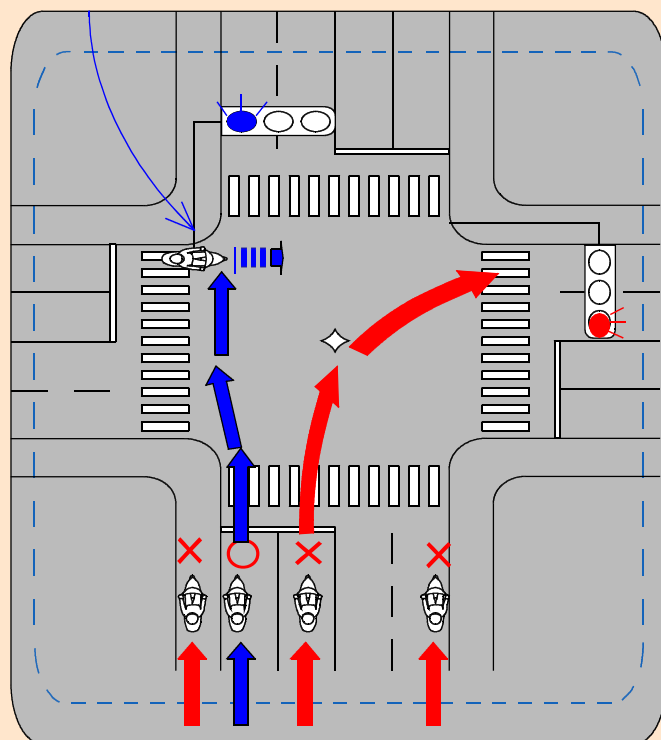
右折する場合は、向きを変えて前方の信号が青色になってから進みます



最高速度表示灯

従う信号機や標識は車と同じ

※ 特例特定小型原動機付自転車（最高速度表示灯点滅）で
自転車歩道通行可  の場合、歩道走行が可能



1 2 3 4

③ 特定小型原動機付自転車運転者講習

特定小型原動機付自転車乗車中に危険行為（17行為）をし、3年以内に2回以上違反をするまたは交通事故を起こすと、講習の受講が命じられ、講習を受講しなければなりません。

- ①信号無視（赤色）②通行禁止違反③歩行者用道路徐行違反④通行区分違反⑤歩道徐行等義務違反
⑥路側帯進行方法違反⑦遮断踏切立入り⑧優先道路通行車妨害等⑨交差点優先車妨害⑩環状交差点通行車妨害等
⑪指定場所一時不停止等⑫整備不良車両の運転⑬酒気帯び運転等⑭共同危険行為等⑮安全運転義務違反
⑯携帯電話使用等⑰妨害運転 が危険行為となります。